

2019年度 津山市中心市街地空き店舗等対策事業補助金 のご案内

中心市街地の空き店舗などで、新しく出店を希望する方々を広く募集しています。対象物件の紹介、津山市の補助制度を活用した資金援助、経営相談など、夢の実現に向けて開業後も継続的にサポートします。ぜひ、このチャンスにご応募ください。

1. 補助対象者：商店街組合等（商店街振興組合、まちづくり協議会、市長が適当と認める商業団体又は市民団体）

2. 対象となる空き店舗：閉鎖された状態が1年以上経過している空き店舗等

※補助対象となる空き店舗等については、事前に事務局（津山市空き店舗対策機構）へお問い合わせください。

3. 事業区分及び補助内容

事業区分	補助対象経費	補助額
新商人育成支援事業 空き店舗等 改修等支援事業	空き店舗等（自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内の額（200万円を上限とする。）
新商人育成支援事業 空き店舗等 賃借料補助事業	空き店舗等（自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した新規創業者の出店に必要な連続する12箇月分の店舗賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額（60万円（月額5万円）を上限とする。）
二次創業支援事業	空き店舗等（自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を除く。）を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の2以内の額（200万円を上限とする。）
賑わい創出支援事業	自己所有（3親等以内の親族所有を含む。）を活用した出店に必要な店舗の改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの。	補助対象経費の3分の1以内の額（100万円を上限とする。）

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。※補助対象経費に消費税は含まれません。

4. 補助の主な条件

- (1) 中心市街地活性化区域からの移転ではないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる事業ではないこと。
- (3) 営業開始から5年以上の営業を行うこと。（開業後も2年間、経営状況の報告が必要）
- (4) 原則週4日以上、昼間の時間帯にも営業を行うこと。※昼間の時間帯とは、11時から19時までの時間帯を指します。
- (5) 商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント等に積極的に参加すること。
- (6) 改装工事をしようとする空き店舗等が、過去に本事業により補助金の交付を受けている場合は、本補助事業完了後5年を経過していること。
- (7) 補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。

5. 交付申請手続き

出店者は商店街等を経由して津山市空き店舗対策機構事務局へ必要書類を添えて申し込んでください。

※出店者または空き店舗所有者が法人の場合は、追加で書類を求める場合があります。

※当補助金の交付申請者は、商店街等団体になりますので、事前に調整を行ってください。

お問い合わせ

津山市空き店舗対策機構事務局 津山市堺町5 まちなかさろん再々 内
電話 & FAX : 0868-23-2250

制度の詳細については
0868-32-2081
津山市経済政策課まで